

(別添)

(下線部が変更部分)

○ 公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について【新旧対照表】

改 正 後	現 行
別添 公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について	別添 公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について
第1・第2 (略)	第1・第2 (略)
第3 認定基準 (略) 1 (略) 2 専門科目の履修時間等 (略) (1) 第1の1又は5に該当する者 外国の大学院における心理学等の履修（見込）専門科目 <u>（施行規則第2条に規定する科目に含まれる事項を概ね満たす科目）の合計の時間数が990時間以上であること。</u> (2) 第1の2又は3に該当する者 外国の大学における心理学等の履修専門科目 <u>（施行規則第1条の2に規定する科目に含まれる事項を概ね満たす科目）の合計の時間数が1,790時間以上であること。</u> (3) 第1の4に該当する者 外国の大学における心理学等の履修専門科目 <u>（施行規則第1条の2に規定する科目に含まれる事項を概ね満たす科目）の合計の時間数が1,790時間以上であり、かつ、外国の大学院における心理学等の履修（見込）専門科目<u>（施行規則第2条に規定する科目に含まれる事項を概ね満たす科目）の合計の時間数が990時間以上であること。</u> 3～4 (略)</u>	第3 認定基準 (略) 1 (略) 2 専門科目の履修時間等 (略) (1) 第1の1又は5に該当する者 外国の大学院における心理学等の履修（見込）専門科目の合計の時間数が990時間以上であり、施行規則第2条に規定する科目に含まれる事項を概ね満たすこと。 (2) 第1の2又は3に該当する者 外国の大学における心理学等の履修専門科目の合計の時間数が1,790時間以上であり、施行規則第1条の2に規定する科目に含まれる事項を概ね満たすこと。 (3) 第1の4に該当する者 外国の大学における心理学等の履修専門科目の合計の時間数が1,790時間以上であり、施行規則第1条の2に規定する科目に含まれる事項を概ね満たすこと。かつ、外国の大学院における心理学等の履修（見込）専門科目の合計の時間数が990時間以上であり、施行規則第2条に規定する科目に含まれる事項を概ね満たすこと。 3～4 (略)
第4 提出書類 (略)	第4 提出書類 (略)

改 正 後	現 行
<p>1～8 (略)</p> <p>※注意事項 1 (ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 第1の1又は第1の5においては外国の大学院の履修(見込)専門科目の内容確認表〔様式4〕、第1の2又は第1の3においては外国の大学の履修専門科目の内容確認表〔様式5〕、第1の4においては外国の大学の履修専門科目の内容確認表〔様式5〕及び外国の大学院の履修(見込)専門科目の内容確認表〔様式4〕、第1の6においては日本の大学等の履修専門科目の内容確認表(第1の6)〔様式8〕(該当者のみ)をPDFファイルの他にエクセルファイルでも別途提出すること。</p> <p>なお、第4の8に定める書類の提出を求める場合があるため、締切期日に限らず早めに書類を提出すること。また、書類の修正等が必要になる場合があるため、書類は手書きではなく、PC等を用いて電子ファイルに入力したものが望ましい。</p>	<p>1～8 (略)</p> <p>※注意事項 1 (ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 第1の1又は第1の5においては外国の大学院の履修(見込)専門科目の内容確認表〔様式4〕、第1の2又は第1の3においては外国の大学の履修専門科目の内容確認表〔様式5〕、第1の4においては外国の大学の履修専門科目の内容確認表〔様式5〕及び外国の大学院の履修(見込)専門科目の内容確認表〔様式4〕、第1の6においては日本の大学等の履修専門科目の内容確認表(第1の6)〔様式8〕(該当者のみ)をPDFファイルの他にエクセルファイルでも別途提出すること。</p> <p>なお、第4の8に定める書類の提出を求める場合があるため、締切期日に限らず早めに書類を提出すること。<u>書類の不備等が多い場合は受理しない</u>。また、書類の修正等が必要になる場合があるため、書類は手書きではなく、PC等を用いて電子ファイルに入力したものが望ましい。</p>
<p>2～4 (略)</p> <p>別表 (略) (注1)～(注7) (略)</p> <p>*項番は、指定試験機関である一般財団法人<u>公認心理師試験研修センター</u>の受験申込みの証明書の記載に準じている。</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>別表 (略) (注1)～(注7) (略)</p> <p>*項番は、指定試験機関である一般財団法人<u>日本心理研修センター</u>の受験申込みの証明書の記載に準じている。</p>